

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件（本院先議）であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願3種類21件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準の改定を行おうとするものである。

委員会においては、執行経費改定額の妥当性と地方公共団体の負担状況、次期参議院通常選挙における制度改正に伴い必要となる選挙経費及び開票作業の見通し、電子投票導入への検討状況等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

6月27日、第42回衆議院議員総選挙及び第18回最高裁判所裁判官国民審査の執行状況について片山総務大臣から、第42回衆議院議員総選挙違反取締り状況について政府参考人から、それぞれ説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成13年1月31日（水）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成13年3月30日（金）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第39号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連
反対会派 なし

○平成13年6月27日（水）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○第42回衆議院議員総選挙の執行状況等に関する件について片山総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

○請願第285号外20件を審査した。

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第39号) (先議)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費、事務費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 2 最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である労務賃その他の額を実情に即するよう見直し、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案 (1件)

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出 年月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
※ 39	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	参	13. 2. 20	13. 3. 26	13. 3. 30 可決	13. 4. 2 可決	13. 5. 31 倫理選挙	13. 6. 6 可決	13. 6. 7 可決